

伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託 プロポーザル選定基準

提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適なシステムを選定するために、下記のとおりプロポーザル選定基準を定める。

1. 基本的な考え方

提出書類及びデモンストレーションによる提案内容を総合的に評価して、最も優れた者を契約候補者とする。提案書及びプレゼンテーションの審査は、「伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託契約候補者選定委員会」の選定委員が行う。

2. 契約候補者の選定方法

- (1) 各選定委員は、「提案評価」「機能評価」「デモンストレーション評価」「価格評価」を合わせた「総合点数」により提案者に順位をつける。

総合点数 = 提案評価点 + 機能評価点 + デモンストレーション評価点 + 価格評価点

- (2) 選定委員毎に決定した順位に応じて「順位点」を付する。(同順位になった場合は、その順位と欠順位となった順位点の合計を、同順位者数で按分した点数を順位点とする。)

順位点：1位5点、2位3点、3位1点、以下0点

- (3) 選定委員毎に付した「順位点」の合計をもって提案者の「最終点」とし、「最終点」の最も高い提案者を「契約候補者」とする。

- (4) 「最終点」の最も高いものが2以上あるとき（同点のとき）は以下の順で「契約候補者」とする。

- ① 選定委員毎に付した「デモンストレーション評価点」の合計点が高い者
- ② 「提案評価点」が高い者
- ③ 「機能評価点」が高い者
- ④ 「価格評価点」が高い者
- ⑤ 以上においても同点の場合は、選定委員の多数決により契約候補者を決定する。

- (5) 提案者が1者である場合でも、評価を行う。

- (6) 次に該当する場合は、契約候補者とはしないものとする。

- ① 「提案評価点」「デモンストレーション評価点」の合計点について、選定委員の平均が満点に対して6割未満であり、選定委員会による協議において、契約候補者にしない

ことが決まったとき。

3 評価の方法

評価については、以下の手順で行う。なお、各評価点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で切り捨てる。

3. 1 評価の観点

以下の観点で提案内容を評価する。

評価の種類	評価の観点
① 提案評価	本市が求める要件に対し、適正なシステムを提案しているかを判断するとともに、仕様書に記載された内容の実現度合い及び技術力を評価し、「提案評価点」とする。
② 機能評価	「公開型 GIS 機能要件一覧」及び「庁内 GIS 機能要件一覧」の調査項目に対する網羅性と対応レベルにより、本市が求める業務要件に対するシステムの適合度合いを評価し、「機能評価点」とする。
③ デモンストレーション評価	本市が提示するシナリオに沿ったデモンストレーションを実施し、実際に導入した際の操作性や視認性を評価し、「デモンストレーション評価点」とする。
④ 価格評価	導入経費とランニング経費について、見積内容の妥当性を重視したうえで総合価格を評価し、「価格評価点」とする。

3. 2 配点

総合点数の満点を1,000点とし、各評価点の配点を次のとおりとする。

評価項目	配点
① 提案評価点	300点
② 機能評価点	200点
③ デモンストレーション評価点	400点
④ 価格評価点	100点
合計（総合点数）	1,000点

3. 3 採点方法

(1) 提案評価

(ア) 各項目の配点

提案評価点「300 点」を企画提案書各項目へ次のとおり配点する。

大項目と配点		小項目と配点	
1 システム要件	130 点	1. 1 システム全般	20 点
		1. 2 データセンター	10 点
		1. 3 操作フロー（公開型 GIS）	20 点
		1. 4 操作フロー（庁内 GIS）	20 点
		1. 5 機能要件	20 点
		1. 6 GISシステムの利用促進	20 点
		1. 7 拡張性・将来性	20 点
2 導入計画	30 点	2. 1 スケジュール	20 点
		2. 2 業務管理体制	10 点
3 付帯作業	50 点	3. 1 データ作成	20 点
		3. 2 データ移行	20 点
		3. 3 操作研修	10 点
4 サービス利用	90 点	4. 1 サービス利用要件	20 点
		4. 2 運用支援・保守体制	20 点
		4. 3 問合せ対応	20 点
		4. 4 機能追加・バージョンアップ	20 点
		4. 5 SLA	10 点
合 計	300 点		

(イ) 評価基準及び採点方法

提案評価を行う委員は、次に規定する評価基準に基づき、上記配点に係数を乗じ、各項目を採点し、合計点数を提案評価点とする。

評価	提案度合い	係数
A	優れている	1.0
B	やや優れている	0.8
C	標準（本市想定程度）	0.6
D	やや劣っている	0.4
E	劣っている	0.2
×	記述なし	0.0

(2) 機能評価

(ア)「機能調査票」に対する回答について、項目ごとに次の評価区分に基づき採点する。

記号	対応区分	内容	必須機能	要望機能
◎	標準対応	標準またはオプションにより提供される機能	1	5
○	代替運用対応	標準またはオプションで提供される複数の機能の利用で実現	1	3
△	カスタマイズ対応	カスタマイズにより対応する機能	0	1
×	対応不可	システムでの対応が不可能な機能	(失格)	0

(イ) 機能評価の計算

機能評価の計算は以下の方法で行う。なお、選定委員共通の得点とし、担当課にて計算を行うものとする。

機能評価点＝配点(200点)×(採点合計/満点)

(3) デモンストレーション評価

(ア) 各項目の配点

デモンストレーション評価点「400 点」を企画提案書各項目へ次のとおり配点する。

大項目と配点		小項目と配点	
1 公開型 GIS	200 点	①特定の住所または地名を検索し、出発地・到着地の指定ルートを検索する	80 点
		②二画面表示を行い、異なる背景図と地図コンテンツを表示する	80 点
		③閲覧している地図情報をデータ出力する	40 点
2 庁内 GIS	200 点	①新規レイヤの作成と属性の登録を行い、レイヤを全体に公開する	60 点
		②公開されているレイヤを複製し、編集したレイヤを新たに保存する	60 点
		③庁内 GIS と連携し、データを公開型 GIS に登録を行う	80 点
合 計	400 点		

(イ) 評価基準及び採点方法

提案評価を行う委員は、次に規定する評価基準に基づき、上記配点に係数を乗じ、各項目を採点し、合計点数を提案評価点とする。

評価	提案度合い	係数
A	非常に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	普通（本市想定程度）	0.6
D	やや劣っている	0.4
E	劣っている	0.2
×	説明なし	0.0

(4) 価格評価

(ア)「提案見積書」の記載金額の評価区分を次のとおりとする。

大項目と配点		小項目
1 システム構築費用	100 点	1. 1 計画準備等
		1. 2 システム設計及び構築
		1. 3 搭載データ調整・セットアップ等
		1. 4 伊勢市埋蔵文化財包蔵地データ入力
		1. 5 システム環境設定
		1. 6 マニュアル整備・操作研修
2 システム運用費用		2. 1 システム利用料（ライセンス・ASP サービス）
		2. 2 運用支援（ヘルプデスク、フォローアップ研修等）

(イ) 価格評価における評価基準価格は次のとおりとする。

大項目	評価基準価格（税抜き金額）
1 システム構築費用	14,273,000 円
2 システム運用費用	27,240,000 円
合 計	41,513,000 円

※評価基準価格は、契約候補者を選定するに当たっての評価のための数値であり、予定価格ではない。

(ウ) 価格評価点の計算

『価格評価点』の計算は以下の手順で行う。なお、選定委員共通の得点とし、担当課にて計算を行うものとする。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (100 点)} \times (1 - \text{提案見積価格} \div \text{評価基準価格の合計額})$$

※小数点第2位を切り捨て

※提案者のシステム構築費用とシステム運用費用の合計の価格を提案見積価格とする。